

(略)

東京都監査委員	大	津	ひろ子
同	高	橋	信博
同	茂	垣	之雄
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

令和 2 年 9 月 1 5 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、本件請求について、請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求めています。個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

本件請求において、請求人は、納付済みだった国民年金保険料を請求人が重複納付したことは、小平市がずさんな管理をしていたことによるものであり、国民年金保険料約 1 3 万円が他の市税に充てられたことは違法・不当な賦課・徴収であり横領であるとして、厳重な法的措置と全額還付等の措置を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。よって、本件請求が適法な請求であるためには、請求人が違法・不当と主張する対象行為が都の財務会計上の行為であることを要する。

ところで、国民年金制度は、日本国内に住所を有する 2 0 歳以上 6 0 歳未満の全ての者に加入義務がある国民皆年金として、老齢・障害等に至った場合に基礎年金として一

定の給付を行う制度で、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく政府管掌の事業であり、同法の規定に基づき、厚生労働大臣から委任・委託を受けた日本年金機構が国民年金に係る保険料の徴収等の一連の運營業務を担っている。また、事業に要する費用は加入者が納める保険料と国庫負担により賄われている（基礎年金の国庫負担割合は2分の1）。なお、保険料の収納事務は、平成13年度までは市町村が行っていたが、平成14年度に国に移管されている。

請求人は、本件請求において、小平市による請求人の国民年金保険料の重複収納が横領であるなどとしてその返還等を求めているが、国民年金に係る保険料の収納事務は本格的には国の事務であり、都の執行機関又は職員についての財務会計上の行為ではないから、都の住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。